

食品表示等の適正化について

—「日本の食」への国内外の消費者の信頼回復に向けて—

平成25年12月9日

食品表示等問題関係府省庁等会議

I. 基本認識

- ホテルや百貨店、レストラン等で表面化した一連の食品表示等の不正事案は、国内外の消費者の「日本の食」に対する信頼を失墜させるおそれがある。こうした状況が続けば、国内の個人消費、ひいては日本経済に悪影響が生じかねないばかりか、国外の「日本の食」に対する信頼が揺らぎかねない。
- 政府は、こうした事態を重く受け止め、必要な対策を速やかに講じ、「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼回復に全力を尽くす考えである。

II. 問題の所在

○今回の不正表示事案が生じた主な原因・背景としては、以下の点が挙げられる。

①事業者のコンプライアンス意識の欠如

- ・事業者が食品等の表示の重要性について基本認識に欠け、コンプライアンス意識が欠如していると言わざるを得ない。具体的な不正事案においては、メニューの作成担当部署と料理担当部署の間で意思疎通が欠けているなど、事業者内部の表示に関する管理体制が不明確なケースも多く見られる。

②景品表示法の趣旨・内容の不徹底

- ・過去に同様の不正事案が発生しているにもかかわらず、景品表示法の趣旨・内容が事業者や関係業界に十分に周知されておらず、遵守が徹底されていない。景品表示法においては「優良誤認表示」が禁止対象となっているが、その具体的なルールが明確でない面がある。

③行政の監視指導体制の問題

- ・景品表示法は消費者庁が中心となって法執行を行っているが、多数の事業者を対象とした監視指導を行うには体制面で限界がある。現在、都道府県は調査・指示のみが認められているが、地方公共団体から、措置命令権限（現在は消費者庁のみ）の付与について要請がある。

Ⅲ. 適正化対策の概要

○以上のような状況を踏まえ、政府としては、①事業者のコンプライアンスの確立と景品表示法の周知・遵守徹底、②国・地方における行政の監視指導体制の強化を図る観点から、緊急に実施すべき対策を迅速に実施していく。

1. 個別事案に対する厳正な措置

- ・個別の不当表示事案については、景品表示法に基づく立入検査、指示、措置命令などの措置を厳正かつ迅速に講じる。

2. 関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底

(1) 関係業界に対する指導

- ・消費者庁は関係府省庁等と連携して、引き続き、関係業界に対し、表示の状況の把握と適正化に向けた取組を要請するとともに、必要な指導を行う。

※既に関係業界に対して表示適正化の要請を行っており、これを踏まえ関係業界から報告が行われている。

(2) 景品表示法のガイドラインの作成とその周知・遵守の徹底

- ・消費者庁は、景品表示法が禁止する「優良誤認」に関する分かりやすいガイドラインを年内に作成し、その周知・遵守の徹底を図る。

(3)表示に関する相談体制の強化

- ・消費者庁及び消費生活センター等において、表示に関する相談体制の強化を図る。

3. 景品表示法の改正等

○食品表示等の適正化に向けて、景品表示法の改正を含めた抜本的な対策について早急に検討を進め、緊急に対応すべき事項については次期通常国会に所要の法案を提出する方向で検討する。

(1)事業者の表示管理体制の強化

- ・食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制を明確にする。

(2)行政の監視指導体制の強化

①消費者庁を中心とする国における体制強化

- 1)消費者庁、消費生活センターの監視指導体制の強化、「食品表示モニター(仮称)」の導入を行う。
- 2)消費者庁を中心として関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制の確立を図る。

②都道府県知事の権限強化(措置命令の導入)

- ・都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限を付与する。

(3)違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討

- ・景品表示法の不当表示事案に対する課徴金等の新たな措置について検討を行う。